

Title	否定極性現象
Author(s)	吉村, 哲子
Citation	
Issue Date	
oaire:version	
URL	https://hdl.handle.net/11094/40109
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏 名	吉 村 哲 子
博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	第 1 2 8 3 5 号
学 位 授 与 年 月 日	平 成 9 年 3 月 6 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 文学研究科 英文学専攻
学 位 論 文 名	否定極性現象
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 河 上 誓 作 (副査) 助 教 授 大 庭 幸 男 教 授 J.V. ネウストブニー 教 授 山 形 頼 洋

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、英語の否定極性現象の背後に働いていると想定されるメカニズムを、関連性理論の枠組に基づいて解明しようと試みた論文である。構成は全 8 章、129 節からなり、A 4 判 232 頁、400 字詰原稿用紙に換算して 696 枚に相当する長さである。

第 1 章 イントロダクション

第 1 章は論文全体の導入を行う。文が肯定か否定かという性質を極性という。文の極性が、語や句の分布を左右することがあり、極性の影響を受けた語句を極性項目と呼ぶ。例えば、英語の *any* や *ever* のような否定極性項目 (Negative Polarity Item, 略して NPI) は、次に示すように、否定文では容認されるが、肯定文では容認されない (*印の文は、文法的に容認されない文を示す)。

(1) a. I haven't *ever* met *any* popular musicians at the bar.

b. *I have *ever* met *any* popular musicians at the bar.

ところが、この容認性の条件は単純ではなく、NPI は(2), (3)のように否定辞のない *if* 節や *before* 節にも現われる。

(2) Jack will replace the money before *anyone ever* misses it.

(3) If he *ever* drinks *any* water from that well, he will get dysentery.

さらに、英語の NPI には、*any* や *ever* の他、*lift a finger*, *a red cent*, *until* など含まれ、複雑な言語現象を呈するため、これまで多くの研究がなされてきたにもかかわらず、未だに否定極性現象を包括的に説明できる理論は存在しない。

本論文は、NPI の複雑な振る舞いの背後に働いているメカニズムの解明を目標とし、NPI の表現は、統語論・意味論・語用論のすべての要因が関わるインターフェイスとしての特徴を示すこと、さらに「NPI は否定の認知構造で処理される」という認知語用論的制約により的確に説明できることを明らかにする。

第2章 極性問題の一般的特徴

第2章では、否定極性問題の一般的特徴を整理する。NPIの振る舞いを的確に知るためには、次の3点を明確にしなければならない。第一に、NPIを認可するnot, if, beforeなどの「NPI認可表現」とは何か。第二に、any, everなどの「NPI表現」とは何か。第三に、NPIとその認可表現の関係はどのようなものか、である。これら3点を明らかにすることが、否定極性現象の解明につながることを確認する。

第3章 先行研究概観

第3章では、NPIに関する主な先行研究を概観・検討し、これまでの研究の流れをつかむ。Klima (1964) は、notやifなどのNPI認可表現はすべて‘affective’という共通の素性を持つと提案したが、明確な定義は与えなかった。そこでLadusaw (1979) は、‘affective’とは「ある集合からその部分集合への推論を許す‘downward-entailing’特性である」という意味論的定義を与えた。この定義には不備な点もあるが、否定極性現象の包括的な理論への出発点としては妥当であると主張する。

第4章 NPI認可表現

第4章では、NPI認可表現とは何かが議論される。NPIは、notやifなどのNPI認可表現の作用域には現われるが、その他の環境には現われない。この事実を説明するために、Ladusaw (1979) の「NPI表現とは‘downward-entailing’特性を持つ表現である」という仮説を援用する。しかし、この仮説では、notの作用域ではすべてのNPIが認可されるが、次の(4)のような環境では認可されるNPIに限度がある事実を説明できない。

- (4) a. *At most 10 people out of all the guests had arrived *until* 6 o'clock.
b. *At most 10 people *lifted a finger* to help those injured.
c. At most 10 people showed *any* interest in her paper.

そこで、van der Wouden (1994) に従い、「否定的な文脈には階層性がある」という仮説を導入する。すなわち、notは強い否定環境を与えるのですべてのNPIを認可するが、(4)のような環境は弱い否定環境であるため、一部のNPIしか認可しない、と考えるのである。以上の議論から、NPI認可表現は、否定文脈の強さにより3種類に分類され、弱いものからそれぞれ、downward-entailing, anti-additive, antimorphicとし、本来はブール代数の概念である特性を用いて意味論的に定義可能であることを示す。

第5章 否定極性項目 (NPI)

第5章では、NPIとは何かを考察し、関連性理論の考え方にに基づき、NPIが果たす認知語用論的な役割を明らかにする。意味論的に適切と考えられるNPI認可表現の作用域であっても、NPIが容認される場合とそうでない場合がある。例えば、次のbefore節のeverの場合、(5a)は適切だが、(5b)は不適切である(#印の文は、語用論的に不適切な文であることを示す)。

- (5) a. He sent a donation before he was *ever* asked to.
b. #He brushed his teeth before he *ever* went to bed.

この違いは語用論的要因によるもので、NPIが次に示すような「手続き的意味」を持つことから生じる現象であると主張する。

すなわち、関連性理論に従うと、意味論には、真理条件に貢献する「概念的意味」を扱うものと、命題が処理される方法に指示を与える「手続き的意味」を扱うものがある。例えば、接続詞のbutは、「butが導入する命題が、それと矛盾する想定を含む文脈で処理されることを要求する」という手続き的意味を持つ。次の(6)は、AとBが経済状況について議論し、経済の専門家に相談すべきだという結論に達したときの会話である(→印は含意を示す)。

- (6) A: John is not an economist. (→‘We shouldn’t consult him.’)
B: But he is a businessman. (→‘We should consult him.’)

Bの発話の“But”が適切なのは、Aの発話の含意とBの発話の含意が互いに矛盾するためである。

本章では、but が要求する文脈と NPI が要求する文脈が同じであると主張する。上記 (5b) が不適切なのは、「床に就く前に歯を磨く」と矛盾する想定、例えば「床に就いた後で歯を磨く」のような想定が、通常われわれの知識体系では普通ではないためと考えられる。事実、通常は不適切だと見なされる (5b) も、次のような文脈では完全に容認される。

(7) The accused's alibi depends on the preposterous claim that he brushed his teeth while in bed. But the eye-witness testimony of the butler proves that he brushed his teeth before he *ever* went to bed. (その被告のアリバイは、床に就いてから歯を磨いたというありそうもない主張に基づいている。しかし、執事の目撃証言は、彼は床に就く前に歯を磨いていたということを証明している。)

そこで、このような認知環境、すなわち、導入された想定が認知環境に既存の想定と矛盾するような心的環境を「否定の認知構造 (The Cognitive Structure of Negation, 略して CSN)」と名付け、これを NPI 認可に関する認知語用論的制約として提案する。つまり、NPI が「CSN で処理されることを要求する」という手続きの意味をもっていることと仮定すると、(5)に見られるようなコントラストは適切に説明できる、と主張する。

第 6 章 否定の認知構造 (CSN) 理論の拡大

第 6 章では、第 5 章で提案された「否定の認知構造 (CSN)」理論を拡大発展させる。NPI は、be surprised や、regret のような 'adversative predicates' の補文節や比較構文にも現われる。また、not が現われていても、それがメタ否定として機能していると、NPI は容認されない。これら 3 つの環境は、それぞれ様相を異にするが、詳しく調べてみると、やはり否定の認知構造の制約が重要な役割を果たしていることが分かる。

第 7 章 否定極性項目とその認可表現の関係

第 7 章では、Progovac (1994) を考察の出発点として、NPI とその認可表現の間に成立する言語普遍的特性と、各言語により異なった形で課されるパラメーターについて、議論がなされる。否定文において、標準英語では主語位置に NPI は現われないが、ヒンディー語では現われる。そこで、否定極性の普遍的特性を「NPI は認可表現の意味表示のレベルの作用域になければならない」と規定し、他方、英語が示すような局所性は、言語によっては示さないものもあり、パラメーターとして統語的視点から規定され課されるべきものであると述べる。

第 8 章 結論

第 8 章では、簡潔に各章の結論がまとめられたあと、否定極性現象は、統語論・意味論・語用論のインターフェイスとしての性格を持つことが確認される。

論文審査の結果の要旨

本論文は、英語の否定極性に関わる様々な現象を統語論・意味論・語用論の多角的視点から綿密に検討し、否定極性現象の背後に潜むメカニズムを解明しようとする試みである。まず否定極性現象を定義し、その特徴を、NPI 認可表現・NPI・これら両者の関係という 3 点から特徴づけることを確認する。次いで、多くの先行研究を綿密に検討して研究の流れの核心部分を捉え、Klima (1964)・Ladusaw (1979)・van der Wouden (1994) をつなぐ路線に沿って意味論的定義を提案する。しかし、語用論的要因による現象はうまく説明できない (例えば、上記の 5a, b)。これを補う形で提案されたのが、関連性理論に基づく「否定の認知構造 (CSN)」という認知語用論的制約である。この制約は、関連する諸現象にも拡大適用される。以上が本論文のあら筋である。

本論文は、発想・テーマ・研究方法等における独創性、議論における論理の一貫性と論文としてのまとまり、文献・資料・実例等の妥当性、用語・表現等の明晰性、これらのいずれにおいても優れており、特に本論の中心部分にあたる 4, 5, 6 章においては、筆者の豊かな理論的知識と鋭い言語学的直観に裏打ちされた見事な言語分析が展開され

ている。本論文の中心的な主張は、部分的に Yoshimura (1992, 1993, 1994) ですでに公表され、国際的にも評価されているが、本論文の完成によって、否定の極性現象をめぐる研究が、更に新たな段階へと進められたことは確かである。こうしたことから、本論文が学界に与える影響は極めて大きく、今後の研究水準を作るにあたっての重要な文献の一つになることは間違いないであろう。

本論文の研究成果のうち、特に重要と思われる3点を整理しておく。

- (1) NPI 認可表現は、否定文脈の強さに応じて、弱いものから、downward-entailing, anti-additive, antimorphic の3段階に分けて、意味論的に定義可能であるとしたこと。
- (2) 否定の認知構造 (CSN) の提案。(中央系に入ってきた新しい論理形成 ϕ が、認知環境に既存の論理形式 ψ と矛盾するような認知構造 $\langle \phi, \{ \dots \psi \dots \} \rangle$ を否定の認知構造という。)
- (3) 否定の認知構造条件の提案。(否定極性項目は、それを含む発話によって表わされる命題が、否定の認知構造において処理される場合にのみ容認可能である。)

とはいえ、本論の優れた成果にもかかわらず、この種の先端的な研究にありがちな難点は残されている。例えば、第7章の記述においては、Progovac (1994) を考察の出発点として、NPI とその認可表現の間に成立する言語普遍的特性と、各言語により異なった形で課されるパラメーターについて議論がなされているが、①著者の提案は Mahajan (1990) の提案とどう違うかが不明確、②一方で認知語用論的制約を提案し、他方で c-command という純粋に統語的な概念でパラメーター化するのは、理論上不整合をもたらさないか、③日本語を含め、個別言語におけるデータが少ない、等の難点が指摘され得る。

しかしながら、これらの難点は本論文の欠点というよりか、第6章までの内容の延長上に今後の課題として位置付けられるべきものであり、決して本論文の卓越した価値を損なうものではない。よって本研究科委員会は、本論文を博士(文学)の学位を授与するのに十分な価値を有するものと認定する。